加害者としての少年,被害者としての少年 ——ある対教師暴力事件をめぐる記述の政治学——

土 井 隆 義 (筑波大学)

1 はじめに

本稿は、ある対教師暴力事件を素材に、司法の介入する以前の相互作用場面において、社会問題がいかに構成されていくかを考察したものである。スペクターとキッセによれば、「社会問題とは、何らかの想定された状態について苦情を述べ、クレイムを申し立てる個人やグループの活動である。」、構築主義と呼ばれるこのような立場からすれば、社会問題に接近する最も有効な方法は、クレイムの言説をつぶさに観察することである。バーガーとルックマンが、言葉によって秩序化された世界の中に生きる存在として人間を捉えたようにか、私たち人間の現実は、語られることによって創られていく。社会問題が、クレイムという独特の語りの中から紡ぎ出されてくる現実だとすれば、その語り口を見ていくことこそが、社会問題の特徴を明らかにする有力な手段となるのである。

かつて犬養毅首相は、彼の暗殺を企てる青年将校へ向かって「話せば分かる」と牽制したが、青年将校は、「問答無用」と切り返して発砲したという。一般に、暴力は、言葉とは対極に位置するものと思われている。「ペンは剣よりも強し」とは、言葉と暴力の対比を前提とした格言である。しかし、暴力の暴力たる所以は、私たちがある状況を暴力的だと考え、そう語るところにある。手術の過程で外科医が患者の肉体を切り開いても、私たちはそれを暴力とは呼ばない。暴力は、経験世界に所与のものとして存在するのではなく、経験世界についての私たちの語り口に由来する。その意味において、暴力は、ある種の言

91

葉の用法であり、人びとの構築する言説の中にこそ宿っているのである.

人びとは、言語的な相互作用の中から暴力事件を紡ぎ出してくる.ある出来事が暴力事件として存在するのは、その出来事についてのクレイムの中に、社会的に通用する暴力のカテゴリーが使用されているからである.したがって、「人びとが自分たちをめぐる状況をどう解釈し、公的なカテゴリーをどう理解し使用するか。」を明らかにすることが、構築主義的な研究にとって重要な課題となる.事件の解釈の際には、どのような言語的資源が動員され、それは、どのような用法に従っているのだろうか.その具体的なプロセスを見ていかなければ、日常生活の中で日々刻々と生産されつづける現実の暴力事件を解明したことにはならないのである.

しかし、これまでの構築主義的な研究は、いわゆる言説の社会史にせよ、マスメディアの言説分析にせよ、パブリックな領域での語りを対象としたものがほとんどであった。このような状況について、グブリアムは、マスメディアに流通する大規模な社会問題だけが研究対象として選択されており、日常の相互作用場面で個別のケースを産出させる言説やその実践過程に目を向けることが忘れられていると批判する。かつてラベリング論は、「統制活動が逸脱を創る」と主張したが、この命題には、立法機関による逸脱カテゴリーの抽象的な創出に関わる問題と、運用機関による逸脱カテゴリーの具体的な適用に関わる問題とが内包されていた。社会問題の定義活動をこのように2つのレベルに分けて考えるなら、これまでの構築主義的な研究は、そのほとんどが前者に偏っており、後者は疎かにされてきたといってよかろう。

構築主義の内部から出たこのような批判に対し、中河は、エマーソンとメシンガーによる「トラブルのミクロ政治学」を再評価するよう提案する⁶. エマーソンらによれば、トラブルは、人びとが相互作用の中で問題を語るという作業を通じて初めて現れる⁷. したがって、利害関心や価値観がそれぞれの立場によって異なっている場合には、状況の解釈をめぐって人びとの志向性が衝突しあうため、主導権の獲得を求めてさまざまな駆け引きが繰り広げられる。その場合、必ずしも明確に勝敗が着くとは限らず、ネゴシエーションの結果、双方

が歩み寄ることもあれば、拮抗したまま折り合いがつかず、コンフリクトが維持されつづけることもあろう.いずれにせよ、そこには、グブリアムとホルスタインのいう「記述の政治学」が展開されるのである⁸.以降では、中河による詳細な解説を参考にしながら、エマーソンらの「トラブルのミクロ政治学」の枠組を借りて、具体的な事件をめぐって連鎖的に織り出される言説と、それを織り出してくる人びとの相互作用の営みへと目を向けていく.

2 事件の解決活動と定義活動

本稿で考察の対象とする対教師暴力事件について,地元の新聞は次のような 記事を掲載している⁹.

生徒指導中の教諭がケガーー生徒3人が集団暴行――:1日午前,K市のK中学校で生徒指導中の教諭が男子生徒3人に暴行を受け,頭などにケガをする校内暴力事件が発生した.(中略)1日午前11時40分頃,相談室で1対1で生徒指導を受けていた2年男子生徒A(14)が,担当の男性教諭に暴行.その直後,同年のB(14),C(14)が加わり,3人で暴行を働いた.教諭は眉間を数針縫うけがと頭部にけがを負った.(後略)

教諭殴られ重傷――K中で3生徒(2年男子)が暴行――: 1日午前11時40分ごろ, 市内のK中(L校長)で,2年生担当の男子教諭が生徒に殴られ,大ケガをする暴行事件が発生した. 関係者によると,教諭と2年生のA君(14)が1階北校舎の相談室で, 生徒指導上の事で話し合っていたところ,突然暴力を振るい,それを聞き付けた同学年のB君(14)とC君(14)の2人も加わって暴行. 教諭が頭部陥没骨折等で大ケガをした.(後略)

しかし、この事件は、以上のような形態で当初から存在していたわけではない。あるいは、この後も存在しつづけたわけではない。どんな事件も、再解釈が加えられる度にその姿を変える。その意味では、けっして終わりのない過程である。これらの記事も、ある段階における一時的な社会的構成物にすぎない。実際、両記事を注意深く読み比べれば、事件の発端に関わる表現が微妙に食い違っていることに気づくだろう。P新聞が、少年Aは「生徒指導を受けて

いた」としているのに対し、Q新聞は、「生徒指導上の事で話し合っていた」としている。このことは、一方が正確で他方が誤認であるというよりも、後に述べるように、事実の構成のされ方が双方で違っていることを物語っている。

事件に関わった少年Aは、小学生の頃から地元の某福祉施設と関係を持っていた。その施設の職員であるMワーカーが、事件の翌日に学校と少年からそれぞれ事情を聴取している。学校からの事情説明は、彼の業務日誌に以下のように記録された。なお、業務日誌は、自らが活動の参考とするための記録であって、監督機関等への提出を前提としたものではない。

授業中, 席に着かないため, 教師が席に着くよう指導する. その指導に対し, 振り払うようにして反抗した. このことで, 翌日, Aへの指導を行なうため, 別室で話し合いを持とうとしたところ, 関係のない他の 2人の生徒が妨害に来たため, 部屋を相談室に移して話し合いをしていた. 話し合いの途中, 一方的に文句を言われたとして, Aが腹を立て, 教師に殴りかかった. その様子に気づいた関係のない他の 2人の生徒が相談室へやって来て, 対教師暴力に加わった.

[Mワーカー「業務日誌」(11月2日)より抜粋]

少年Aとの面会は、学校からの事情聴取の後に行なわれた。Aのカウンセリングに役立てようとの意図から一部始終が録音され、会話形式のまま文字化された。事件の発端に関わる部分については、以下のように記録されている。

M: X先生が、Aに「座れ」と注意したんだな、その時、Aが「うるさい」って言って、こんなふうに体を振ったのが、X先生の体にAの手が当たったと、それを見てた担任の先生が、「Aの腕がX先生の体に当たった」と言ってるということか、

A:次の日に、X先生に「当てたか当ててないか」聞きに行ったんだよ. はじめ教室でX先生に言ったんだけど、BやCが来たから、先生が「ここじゃだめだ」って言って、音楽室へ行ったんだ. それでもBやCもついて来たんで、職員室の横の相談室って言うのか、そこへ行ったんだ.

M:相談室へ行ったら、BやCは来なかったか。

A:ついて来たけど、先生が相談室の中から鍵を締めたんだ。

(中略)

M:Aは自分では当てたつもりないのに、「当てた」って言われているのが嫌で、そ

のことをX先生に確かめに行ったんだな.

A:そうだよ、それなのに、X先生は何も言わないんだ、

M: それで、A, おまえはいったい何に腹が立ったんだ。先生が何も言わなかったからか。

A: それで最後に「話にならん」てX先生が言うから、それで腹が立ったんだよ. (中略)

M:Aは, 先生とケンカをするつもりで行ったのか.

A: (首を横に振る)

〔福祉施設「ケースワーク記録」(11月2日)より抜粋〕

ここでも、事件の発端に関わる説明が、学校と少年の間で食い違っていることに気づくだろう.以上から推察されるように、トラブルの輪郭は、往々にして当初はきわめて曖昧なものである.

私たちは、日常の相互作用の場面で、さまざまなトラブルに直面する。しかし、その輪郭は、けっして最初から定まっているわけではない。トラブルの解決へ向けて、さまざまな情報が動員され、組織化されるなかで、次第に明確化されていく。すなわち、トラブルの解決策が言説化される過程において、トラブル自体もまた言説化されるのである。なぜなら、中河がいうように、「そのトラブルが『本当は何か』についての当初の定式化は、試みられた解決策がもたらす結果によって裏付けられたり、再定義を迫られたりする。」からである。したがって、トラブルの発端も、その作業のなかで初めて表れる。まずトラブルの発端が歴然としてあり、それに対して解決策が思考されるわけではない。解決策が思考されるなかで、発端が確認され、画定されていくのである。

「多くのトラブルは,最初にそれに気づいたときは,関係者にとって曖昧なものに見える.しかし,そのトラブルを解決し,あるいは制御するための手立てがとられるにつれて,そのトラブル自体がだんだんに明確化され,特定化される¹¹¹」.この意味において,事件の解決活動と定義活動とは表裏一体の関係にある.事件の定義がなされた後に,しかるべき解決策が模索されるわけではない.井上にならって,日常生活における秩序の混乱を,認知次元と規範次元と

に区別したとしても¹²,切断された日常経験のルーティンを修復する営みは,必ず両次元の間で相互反映的に行なわれる.規範次元の「釈明」に対して認知次元の「説明」が先行するわけではない.日常生活においては,しばしば認知的に曖昧なままの状態もありうるが,それらのすべてが問題とされるわけではない.何が起きたのかを認知的に画定する作業が必要となるのは,それが規範的にも許容できない問題状況となった場合であり,その解決策が模索される場合である.

したがって、事件の類型化は、その解決されるべき方向性をすでに内包しているといってよい。各学校には、所轄の教育委員会への事故報告が義務づけられている。この事件においても、K中学校の教諭によって報告書が作成され、市教育委員会へ提出された。この報告書の表題は、「生徒の事故について(生徒指導)」である。この表題は、この事件が教員よりも生徒に第一義的に関わるものとして、しかもそれが生徒指導上の問題として類型化されたことを物語っている。本文には、次のように記述されている。

- 1. 事故の種類:対教師反抗暴力行為(傷害)
- 2. 関係生徒氏名: A 2年4組(男子) B 2年6組(男子) C 2年5組(男子)

(中略)

5. 事故の概要: (前略) 相談室でAとX教諭の2人が話をしているうちにAがX教諭に対し一方的に暴力を振るい出した。相談室の物音に気づいたB・Cが職員室に知らせにきたため、居合わせた職員がかけつけ相談室に入りAを制止したがその直後、B・Cが相談室の戸を破り相談室に乱入し、相談室は混乱状態となった。この状態のときAだけではなく、B・CもX教諭に対し暴力を振るった。

(中略)

7. 参 考 事 項:この件は傷害事件扱いとなる.関係生徒3名ともに14歳であるため家庭裁判所に送致される.

[K中学校「生徒の事故について(生徒指導)」(11月7日)より抜粋〕 この事件の解決は,懲罰にせよ,補導にせよ,暴力の行使者として生徒を処

選する方向で目指される.すなわち,この事件を生徒の問題として定位させる 営みは,生徒を加害者とし,教師を被害者とする傷害事件として類型化する営 みと表裏一体である.本文のまず第2項目には,関係教員ではなく関係生徒の 氏名が列記されており,しかもその3名の順番が,五十音順でもなければクラ ス順でもなく,それぞれの暴力行為への関与の度合の想定に基づいているとい う事実が,このことを物語っている.

3 専門家の介入と対抗クレイムの登場

事件の記述においては、いかなる当事者も一方的に解釈される客体ではない。自らの行為を積極的に解釈する主体でもある。彼は、第三者による記述に納得のいかないとき、自らの記述を認めさせるため、異議申し立てを行なうだろう。かつてラベリング論は、他者からのレッテル付与に対する被付与者の異議申し立て活動の成否について、かなり詳細な考察を加えてきた「3)。しかし、たとえ他者から付与されたレッテルに不満を持ったとしても、すべての被付与者が異議申し立て活動に着手するわけではない。そもそも、いかなる場合に異議申し立て活動が発動され、いかなる場合に発動されないのかについては、これまで問いに付されてこなかった。

エマーソンらは、トラブルに対してその処理の専門家が介入しはじめるとき、その専門家のスタンスによって、トラブルの性格は大きく変わるという。そのトラブルは、専門家の知識体系のなかに位置づけられ直すことによって、もはや当事者だけのプライベートな問題ではなくなる。普遍的な枠組を用いて再定義が試みられ、その知識在庫の一部に追加されるという意味で、ある種の公共性を獲得するからである。したがって、トラブルが最初にどの専門家へ持ち込まれるかが、その後のトラブルの展開に大きな影響を及ぼすことになる。他のおいまれるかが、その後のトラブルの展開に大きな影響を及ぼすことになる。彼らは、このような処理の専門家をトラブル処理屋と呼ぶ。本事件にとっては、中学校の生徒指導担当教員や補導センター職員、少年事件担当の警察官、さらには家庭裁判所の調査官や裁判官らがトラブル処理屋といえる。また、彼らとスタンスを異にするものの、福祉施設のMワーカーもまたその一人であ

97

る16).

Mワーカーは、事件の翌日における少年Aとの面会の印象から、この事件が通常の対教師暴力事件として類型化されることに違和感を覚えていた。このようなトラブル処理屋の介入は、逸脱レッテルの被付与者による異議申し立てが発動される契機の少なくとも一つの要因となるだろう。彼の専門的知識と人的ネットワークが、その活動の支えとなりうるからである。当事者の活動を側面から支えるにせよ、あるいは自身が活動の代理人となるにせよ、いずれにしてもトラブル処理屋の所有する様々な情報は、異議申し立てのレトリックを構成する際ばかりでなく、その活動を行なう手筈を整える際にも重要な資源となる。本事件においては、Mワーカー自身のかなり積極的なイニシアティヴによって異議申し立て活動が開始され、その方向性も大きく左右された。

Mワーカーは、事件発生から10日後、関係生徒3名を呼んで事件についての言い分を自由に作文させ、中学校や教育委員会へ提出している。少年Aの主張は先の面会記録と重なるので省略するが、BとCもそれぞれ次のような異議申し立てを行なっている。

……始めにAがXをついていたので、とめにいった。図書室に入っていったのを、見て、Cと2人でとめに入ったら、「ここじゃ話にならん」と言って、どこかえいった。そして、Cと2人でさがしたらしょくいんしつのとなりの、相談室に、入っていた。……ドアがあいたとき、Aが倒されていたのを見たとき、切れた。Cといっしょにドアをもじって入った。そして、XをとめにXをついた。そしたら、倒れた。たすけるために、とめにいったのに、なぜ暴力行為になるのかをしりたい。おしえろ。

〔Bの作文「事件について言いたいこと」(11月11日)より抜粋〕

……中の方でガラスがわれるような音とつくえがたおすような音がしたので,はやくあけえとYにいった.そのとき見えたのがXがAをたおしているかっこうだったので,ぼくとBがおこって,「おまえの話のしかたってそんなんか」といってるうちドアをたたいてるうちにドアがとれはいっていった.そのとき先生がいっぱいいるのにとめようとしなく,ぼくたちをとめるけど,AとXをとめようとはしないからぼくらはムリやりはいってXをとめにいった.そのときとめてるすがたが人から見たらなぐっ

ているようにはみえるけど自分はなぐっていない. ……そしてほどうセンターにじじょうしらべにいった。そして部長と話をしていてお前はなん発なぐったといわれ、なぐってないといったらウソつけと部長がいった。そのときはしかたなしに、そしたらしらないうちに2・3発なぐったかも、といってしまったけど自分ではなぐってない. 〔Cの作文「事件について言いたいこと」(11月11日) より抜粋〕

本事件を生徒の逸脱行動と想定する中学校サイドの見解に対して、Mワーカーをはじめとする福祉施設サイドは、当事者らを加害者と被害者の関係とみなすのは妥当ではないと考えた。すなわち、当事者の片方のみに原因を帰属させることのできない対称的なトラブルとしてこの事件の本質を捉え、結果的にX教諭が受けた被害は、双方の争いからたまたま運悪く派生した現象にすぎないと理解した。逸脱行動と対称的なトラブルとの決定的な差異は、前者の場合にはトラブル処理屋による介入が非対称的に行なわれ、逸脱的属性が当事者の一方にのみ付与されるのに対し、後者の場合には介入が当事者の双方に均等に行なわれる点にある。中学校の見解にそって動いた補導センターは、関係生徒を加害者として処遇することが事件の解決だと考えていたが、Mワーカーの勤務する福祉施設の見解に賛同を示していた児童センターは、事件が発生した原因と背景を見極めるために関係者全員に対するケースワークを行ならべきだと考えていた。

本事件に対するこのような見解の相違は、トラブル処理の専門家として利用可能な理論や情報など、事件を解釈する際に動員された資源の差異にもとづいていると考えられる。以下に、筆者によるインタビュー調査の記録から、それぞれに特徴的な語りを拾い出してみよう。

「生徒の問題行動への対応について明文化された基本方針を作成しており、この事件もその方針に従っている.」「他の生徒の手前もある.公平の見地からも、特定の生徒だけを特別扱いすることはできない.」「客観的な事実にもとづいて、それに対応した処分をしていかなければ、学校の秩序は保てない.」「Mワーカーは、学校は管理主義だと非難するが、すべての生徒を平等に扱うことが、なぜ管理主義になるのか.」「補導センターは、基本的に学校の方針を尊重するものだ.」

[K中学校生徒指導担当教諭および補導センター職員へのインタビュー調査記録より 抜粋]

「これまで対象生徒の人権を守るという発想から問題に取り組んできた.」「学校は,問題除去的な指導方針ではなく,問題解決的な指導方針をとるべきだ.」「問題生徒の存在そのものをまず受容し,彼の感情を共有することによって,彼の潜在的な能力を開発していく手助けをしなければならない.」「いまの学校の教師には,生徒の抱える問題に共感できる能力がないのではないか.」「表面化した事件の事後処理ではなく,個別の生徒の揺れ動く心の中に立ち入った働きかけが必要だと思う.」

[Mワーカーおよび児童センター職員へのインタビュー調査記録より抜粋]

ここには、エマーソンらのいう「トラブル処理屋による介入のイデオロギー」の相違を見てとることができる.実際、中学校は、この事件についてだけことさら厳しく対応したわけではない.通常どおりの生徒指導ルーティンによって対処しており、その方針が学内で問題視されることもなかった.また、福祉施設は、本事件が発生する以前から、中学校の指導方針に対して疑問を抱きつづけていた.そのため、児童センターと連携して、問題生徒のキャンプ合宿など独自の課外教育プログラムを実施していた.

ところで、これまでに構築された本事件の言説は、いずれも事件の経過説明に終始しており、当事者らのパーソナリティについては一切触れられていない。かつてラベリング論がセレクティヴ・サンクションとして力説したように、どんな逸脱レッテルも、行為の否定的評価によってのみ付与されるわけではなく、行為者がいったいどのような人物なのか、その社会的属性の評価によっても付与のされ方が左右される¹⁷. 付与されるレッテルの性質が異なってくるばかりでなく、場合によっては付与自体が回避されるケースもありえよう。行為者の社会的アイデンティティは、行為の評価に大きく影響を与えるのである。本事件に関わった生徒らは、いずれも以前から授業妨害や怠学などによる補導歴があり、本事件の解釈においてもその人物イメージが大きく作用したであろうことは想像に難くない。事実、次節で述べるように、第1回の少年審判では、本事件は、3名が共謀して前日から計画を練った暴力行為として構

成されたのである.

Mワーカーも、関係生徒らの過去の行動と本事件とを積極的に関連づけて理解しようと試みていた。ただし、そのベクトルは、中学校=補導センターサイドとは逆であった。彼は、トラブル処理の専門家としての自らの介入イデオロギーに忠実に従い、生徒たちのパーソナリティ特性を明らかにするためにカウンセリングを続けていた。そのことによって、事件が発生した原因をより深く理解できると考えたからである。彼は、Aとのカウンセリングについて、次のような記録を残している。

Aは、一般論としては、暴力は悪いと認識していることが認められる。しかし、「バカでもないのに人を殴れない」ということと、「ふりかかってきた火の粉を払っただけだ」と言うところに、独特の価値観があると思われる。(中略)彼なりの正当な理由としての合理性の尺度には、「ふりかかった火の粉を払う」ということが重要な位置を占めていると思われる。(中略)以上のことから、対教師暴力事件からAへの働きかけをふり返ってみると、最大の疑問となっていた、"何故、自分にとって損になる行為を繰り返し行うのか"が納得できた。これまで、「今おかれている状況を理解して行動するように」指導してきたが、効果が見られなかったことを「状況を理解してないのでは」「なんとかなると甘えてるのでは」ととらえてきたが、そのことよりも、彼の独特の価値観が、彼の中に根をおろし、彼の行動を支配していたのであろう。このことから、今後は、Aの独特の考え方や価値観の変革を目標とした対応に焦点を当てた取り組みが必要と考えられる。 [福祉施設「ケースワーク記録」(1月20日)より抜粋〕

かくして福祉施設サイドは、「教師が負傷した事実にだけ着目すべきではなく、そこに至った背景を重んじるべきである。中学校は、生徒の暴力行為という表層的な現象だけしか見ておらず、その背後に潜んだ問題を捉えようとする姿勢に欠けている。」として、関係生徒に独特の価値観を生じせしめた生育環境や家庭問題などを考慮した学校の対応を希望する旨の申し入れを、K市の教育委員会へ行なっていった。この動きの中で、教育委員会は、中学校側にも福祉施設側にも加担をせず、つねに中立的な立場を保持しつづけた。むしろ両者の調整役に徹し、その仲介によって意見調整のための会合が4回ほど設けられ

た.しかし、双方の意見は最後まで嚙み合わず、結局は決裂する.こうして、 本事件の記述をめぐるアリーナは、次なる段階として司法の領域へと移行して いくことになる.

4 司法アリーナへの移行と事件の再構成

本事件は、少年による傷害事件として家庭裁判所へ送致された。この段階から、事件の記述をめぐるアリーナは司法の場へと移行していく。しかし、Mワーカーをはじめとする福祉施設の職員は、司法上のトラブル処理屋としてはほとんど素人である。ここで彼らは、中学校=補導センター見解への対抗クレイムを維持するために、新しい専門家の必要性に迫られることになる。かくして、Mワーカーの仲介により、関係生徒の保護者らは、少年審判の付添人として弁護士を依頼することになるのである。

ただし当初は、いずれの家庭も、家計上の困難から弁護士の依頼は不可能であると考えていた。そこでMワーカーは、審査を受ければ法律扶助制度を利用できる旨の助言を行ない、その申請書類の作成も一手に引き受けた。Mワーカーの存在がなければ、少年審判に弁護士が付くことはありえなかったから、その意味では、トラブル処理屋としての彼の専門的知識は大いに活用されたといえる。やはり先に述べたとおり、トラブルが最初にどの専門家へ持ち込まれるかが、その後のトラブルの展開を大きく左右することになるのである。

この段階から、Mワーカーに弁護士も加わって、本事件の解決策が新しく練り直される。さらに、当事者の家族のクレイムも新たに吸い上げられていく。 Mワーカーの日誌には、以下のように記されている。

事件の事実で争いがあるとすれば、少年法の場合に、特に、事件を引き起こす背景も検討して処遇が決定されるものであるため、事件の発生に至らしめた、背景を正確にとらえるための、争いは可能であるとのことであった、背景を伝えるための方法として、調査官に対する説明だけでは、不十分であり、付添人として、弁護士の役割が重要であるとのこと.

[Mワーカー「業務日誌」(2月3日)より抜粋]

Aの両親とも、学校や、教師に対して、言いたいことはあるが、どうしようもない、今のままでは納得はできんが、しかたがない、とのことであり、何か、方法があるのか尋ねられた。本人も、先生にケガさせたことについては、悪いことをしたと思っているが、自分だけ悪いとは思えないとのことであった。(中略) Bの母親は、元夫が、暴力団関係者であること、姉が、保護観察を受ける事件を起こしたことなどを理由に、Bの行動の全てが、悪く言われる。家裁調査官の呼び出しの時も、元夫や、姉のことで、悪いときめつけられる言い方をされ悲しかった。裁判官に言いたいことはたくさんある。弁護士が裁判官に言いたいことを伝えてくれるのであれば、相談にのって欲しいとのことであった。(中略) Cの両親の考えを聞く、教師や、裁判に対して不信感を持ち、Cが現在保護観察中の事件についても不満を言っていた。今回の事件でも、最初担任の先生に聞いたのは、Cは、助けに行っただけで何もしていないが、そばに居たので、補導センターで、事情を聞くだけと言っていたのに、Cも、殴ったことになっている。学校や先生に不満はあるけど、どうしたらいいかわからない、又、子どもにも普段から悪いところもあるから、もうしかたないと思っていた。

〔Mワーカー「業務日誌」(2月4日) より抜粋〕

ところで、これまでの福祉施設は、本事件が発生した後の中学校の対応を批判する言説は構築してきたが、そもそも事件が発生した原因を中学校に求める言説を構築することはなかった。少なくとも、残された記録からはそのような言説を読み取ることはできない。しかし、トラブル処理に弁護士が介在しはじめたことによって、対抗クレイムのレトリックは、ここで大きな質的転換を迎えることになる。司法アリーナにおいて有意味な言説とは、責任に関する言説である。そのことを熟知する弁護士のイニシアティヴによって、以後の言説は、事件の責任の所在をめぐるものへと変質していくからである。

司法アリーナにおいては、トラブルの責任は、それを引き起こした直接的な原因に帰属させられる。したがって、これまでの対抗クレイムのように、周囲の悪環境の被害者として少年を位置づけるにしても、暴力行為の一因を少年の側に認める以上、彼の行為責任を免れることはできない。生育環境にせよ、家庭問題にせよ、事件にとっては間接的な背景にすぎないからである。たとえ少年審判であっても、パレンス・パトリエを理念とする少年法に則って手続きが

進められる以上,少年のパーソナリティを問題視することは,かえって教育的処遇という名のサンクションを招いてしまう¹⁸⁾.少年法は,非行行為の事実よりも非行少年の性格を重視するといわれるように,可塑性に富んだ少年の将来性を重視し,その健全育成を求めるものだからである.

第2節で述べたように、トラブルの定義とその解決策とは表裏一体の関係にある。あるトラブルを「○○の問題」と同定する際には、解決されるべき方向性がすでに定まっている。すなわち、ある種の解決策を採用し、別の解決策を退けるということがすでに内包されている⁽⁶⁾. たとえ少年が社会環境の被害者であろうとも、本事件が「少年の問題」である以上、その解決の眼差しは少年へと向けられる。司法アリーナで争う上で、これはきわめて不利な戦術であろう²⁰⁾. したがって、その眼差しを回避するために、問題の同定そのものを変えなければならない。かくして、以後の対抗クレイムでは、「少年の問題」から「中学校の問題」へと、事件の定義そのものが書き変えられていく。

福祉施設は、弁護士の助言に従って、家庭裁判所調査官へ提出する意見書を 作成している。ここに至って、事件後の対応を問題視する文脈においてではな く、事件の発生した原因を追求する文脈において、K中学校の生徒指導のあり 方に言及した言説が初めて登場することになる。当然、そこには、責任につい てのクレイムもきわめて鮮明に盛り込まれている。

- 2. 福祉施設が推量する事件: (前略) Aが校内指導の発端になったX教諭に説明を求めたところ, X教諭は, 納得できる説明をしないばかりか, 反って説明を打ち切って押さえ込もうとした. ここに至って, 同教諭との話し合いによって自らの不満を解決しようと考えていたAが反発・絶望し, 自らを失ったことによって暴力行為へと発展した. またAがこのような行動をとった背景には, 日ごろ強圧・暴力的な生徒指導を行なっているX教諭に対する反感と不信が大きく作用した. 即ち, 敢えて言えば, 児童を援助するために必要な最も基本的な専門的姿勢が欠落した生徒指導によって, 必然的にもたらされた「自然の結末」が本事件の本質である.
- 3. 福祉施設が捉えているA像: (前略) 生活習慣の乱れによって朝の遅刻が多いなど, Aの生活や行動は必ずしも優良なものではない. しかしAがいわゆる「粗暴な

生徒」とはとうてい考えられない、小学3年生からAを指導してきたMには、かつてAが同学年の生徒との間に生じた軋轢を解決する手段として暴力という行動パターンを採ったことがないことから推量して、X教諭との話し合いが暴力を前提にしたものではなく、話し合いの過程で突発的に起きた事柄であったと推量される。

- 4. X教諭の強圧・暴力的な生徒指導とK中学校の対応:Aらに対するカウンセリングの過程で、X教諭に対する生徒の不信が非常に強いことから、K中学校の他の生徒を通して補完調査を行なったところ、「X教諭は剣道の有段者であり、J中学校に勤務していた頃にも竹刀を持ち歩いて強圧的な生徒指導を行なっていた。X教諭が相談室での生徒指導中に机を蹴飛ばしたために、生徒が右大腿部を打撲。X教諭による同様な暴力行為は、別の生徒に対しても行なわれた。」ということであった。(中略)11月1日にX教諭とAがもみ合って、大きな音が相談室の外部まで聞こえていた状況で、「X先生と2年の生徒の問題だからもうすぐ収まるだろう」とのZ教諭の発言は看過できないと思われる。事実であるとすれば、Z教諭の「不作為の作為」によって本暴力事件が引き起こされたものであるとも思料する。(後略)
- 5.事件についての福祉施設の意見: (前略) 仮に関係する教諭やK中学校の拙劣な生徒指導が免責され、Aだけに懲罰的な意味を含む処分が決定されるとすれば、偏った一方的な決定であるとの誤りは免れないことは勿論、Aに対する教育的効果は期待できないと考える. 児童からの事情聴取を怠ったまま保護者への通告と指導をおこなったY教諭、強圧・暴力的な生徒指導を繰り返してきたX教諭、緊迫した状況にもかかわらず傍観していた Z教諭、またそれらを容認していた L校長をはじめとする教職員が負うべき本事件についての責任が指摘されるべきであると考える. (後略)

〔福祉施設「K中学校・対教師暴力事件について(意見)」(2月20日)より抜粋〕

新しいトラブル処理屋は、新しい視座を提供し、そのもとでトラブルは再構成される.少年たちは、近視眼的に見れば、たしかに対教師暴力行為の加害者と映るかもしれないが、それは、あくまでも対称的なトラブルからたまたま運悪く派生した結果にすぎない。そのトラブルが発生した根本的な原因にまで視野を広げれば、彼らは、そもそも中学校の拙劣な生徒指導によって引き起こされた事件の被害者にほかならない。意見書は、こう主張するのである。ここに、少年たちを社会環境の被害者とみなす従来のクレイムに留まらず、弁護士

という新しいトラブル処理屋の介入によって,むしろ積極的に事件そのものの 被害者とみなす新しいクレイムが誕生したことを確認することができる.

こうして、責任追及のレトリックによって、暴力行為そのものよりも、その 舞台となったトラブル場面が焦点化され、事件の再解釈が行なわれる、そこに おいては、少年たちはもはや加害者ではない、トラブル自体はあくまで対称的 であり、当事者の一方にのみ逸脱性が付与される性質のものではないからであ る、むしろ逸脱性が付与されるべきは、そのようなトラブルを招いた中学校の 生徒指導のあり方である. このような視点に立つと, 少年たちは事件全体の被 害者だということになる.他方,トラブルの当事者の一人であるはずのX教諭 が同じ被害者でありえないのは、K中学校の逸脱した生徒指導の一翼を彼も 担ってきたからである.したがって、暴力行為の被害者であるはずの X 教諭 は、むしろ事件全体から見れば加害者ということになってしまう.かくして、 本事件の本質は対称的なトラブルであるとの認識に立ちながら、当事者の一方 であるX教諭にのみ逸脱性が付与されるという構図が出来上がる. 弁護士が介 入するまでの対抗クレイムは、事件を少年の逸脱行動と捉える中学校サイドの 見解に対して、事件を対称的なトラブルと認めさせようとすることに重きを置 くものであった。しかし、ここへ来て、事件をK中学校の、ひいてはX教諭の 逸脱行動と解釈することに焦点化したものへと大きく変質したのである.

本稿の目的は、司法の介入する以前のプロセスにおいて、事件がいかに構築されていくかを見ようとするものであった。したがって、本稿が対象とするのは、少年審判の開始されるまでであるが、K市役所へ提出された福祉施設の審判経過報告書には、その開始状況について以下のように記されている。

第1回審判では、起訴事実 [原文のまま.正しくは送致事実であろう:筆者注] についての確認が行なわれた。それによると「今回の事件は、10月31日の学校での音楽会でとったAの行動に対して、担任が家庭訪問したことを、Aが逆恨みし、他の2人とあらかじめ計画し、共謀して、暴行を加えた」旨の内容であった。このことでは、3人の中学生とも、「逆恨み」「あらかじめ計画した」「共謀した暴行」については事実ではないとの異議申し立てを行なった。

〔福祉施設「対教師暴力事件に関する家庭裁判所審判経過報告書」(5月20日)より抜粋〕

これまでの対抗クレイムでは、生徒たちによる対教師暴力は、事件当日のトラブルにおける教諭の態度に起因する感情爆発型の行為とされてきた.しかし、第1回審判の開始時に家庭裁判所が構成していた事実は、補導センターでの事情聴取の枠組にそって、事件の前日におけるトラブルを直接の起因とみなす合理的選択型の行為であった²¹⁰.

第2節で述べたように、事件の発端は、あくまでも遡及的解釈の産物であって、解釈以前にあらかじめ与件として存在するものではない。したがって、それぞれの枠組のなかで解釈され直すたびに、その姿はいかようにも変化しうる。すなわち、発端をめぐる見解の相違は、事件そのものの性格についての見解の相違でもある。以上のことは、本事件の解釈において、これまで見てきたような対抗クレイムの存在にもかかわらず、少なくとも司法の介入が開始されるまでの段階では、中学校=補導センターのクレイムは決して揺るがなかったということを物語っている。

5 おわりに

社会問題の言説は、いかなるものであっても、ニュートラルな視点のもとに構成されるものではない。それが解決策を内包している以上、つねに特定の価値観からのクレイムでありつづける。したがって、そこには何らかのコンフリクトが存在し、主導権をめぐる政治が繰り広げられているはずである。本稿は、「トラブルのミクロ政治学」の枠組を借り、ある対教師暴力事件をめぐる言説の時間的な連鎖を追うことによって、その「記述の政治学」の様相を多少なりとも明らかにしようと試みてきた。

このような観点からすれば、記述することと統制することとは、けっして無 縁の事柄ではない、むしろ、記述することは統制することなのである。そし て、それは、国家の統制機関によってのみ行なわれるものではない、むしろ、 日常の相互作用の中で、私たちは互いに記述しあい、互いに統制しあっているのである。その意味では、権力は、制度や装置に固定してあるものではなく、フーコーがいうように、人びとが出会う微視的な状況の中に動的な関係として存在しているのである²². 本稿が、少年審判事件となったトラブルを追いながら、司法の介入する以前のプロセスに着目したのも、それ故にであった。

そして、じつは、私たち犯罪社会学の研究者も、社会問題についての記述者の一人である以上、その政治の一部に組み込まれていることを忘れてはならない、研究者もまた、社会のメンバーの一員だからである。書かれた記録を読み、話された語りに耳を傾けるという作業は、当事者によって構築された現実を一方的に脱構築するだけに留まらない。それは、当事者によって構築された現実を一方的に脱構築するだけに留まらない。それは、当事者によって構築された現実を、研究者の視点から再構築することでもある²³⁾。エマーソンらは、トラブルに関する言説の明確化が次第に進んでいく過程を「トラブルの自然史」と呼ぶが、このような意味において、エマーソンらの呼称には賛成できない。「自然史」という言い方は、研究者の主観性に左右されないという意味での客観的な現実があたかも存在するかのように錯覚させるからである。人びとの解釈活動、すなわち主観性の外部に現実は存在しないというとき、その「人びと」には研究者自身も含まれている。

私たち研究者は、研究対象とする言説を相互作用の中から創り出している人びとと同じく、「記述の政治学」の実践者の一人である。私たち自身が、学説という名の「社会問題についての言説」を相互作用の中から創り出しているからである。事件の当事者も、その研究者も、事件を解釈する主体としての資格と能力において何ら差異はないのである。したがって、本来、「トラブルのミクロ政治学」には、研究者自身もまたその一部として組み込まれなければならない。この観点からすれば、本稿には、事件の当事者たる少年AやX教諭、さらにはMワーカーや生徒指導担当教員らと、事件の研究者たる私自身との相互作用過程の分析も盛り込まれるべきであったろう。しかし、現在の私には、そこまでの力量はまだない。本稿にその分析が欠けていることを自覚しつつ、今後の課題としたい。

〔注〕

- 1) M. Spector and J. I. Kitsuse, *Constructing Social Problems*, Cummings, 1977. (村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築:ラベリング論をこえて』マルジュ社, 1990, 119頁.)
- 2) P. L. Berger and T. Luckman, *The Social Construction of Reality*, Doubleday, 1966. (山口節郎訳『日常世界の構成』新曜社, 1977.)
- 3) J. F. Gubrium and J. A. Holstein, What Is Family?, Mayfield, 1990. (中河伸俊・湯川純幸・鮎川潤訳『家族とは何か:その言説と現実』新曜社, 1997, 73頁.)
- 4) J. F. Gubrium, "For a Cautious Naturalism," pp. 89-101, in *Reconsidering Social Constructionism*, edited by J. A. Holstein and G. Miller, Aldine de Gruyter, 1993.
- 5)これは筆者による命題の整理であって、必ずしもラベリング論における合意事項というわけではない。また、この命題には、本文で述べたような定義論的インプリケーションと共に、「人は、他者によって逸脱者というレッテルを貼られ、他者から逸脱者として処遇されることによって、逸脱的アイデンティティと逸脱的生活スタイルを形成する(徳岡秀雄「ラベリングと逸脱」作田啓一・井上俊編『命題コレクション社会学』筑摩書房、1986、所収:73-79、73頁)」と要約されるような動機論的インプリケーションも含まれていたことを付け加えておく。むしろ、ラベリング論の名のもとに行なわれた経験的調査の多くは、動機論的インプリケーションを証明しようとするものであった。この命題の整理の詳細については、拙稿を参照されたい(土井隆義「ラベリング論と知識社会学:逸脱行動の知識社会学的理解の試み」『年報人間科学』9:27-46、大阪大学人間科学部、1988)。
- 6) 中河伸俊「レイベリングからトラブルの自然史へ:逸脱と社会問題の研究へのエスノメソドロジーの影響」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』 せりか書房,1998,所収:105-120.
- 7) R. M. Emerson and S. L. Messinger, "Micro-Politics of Trouble," *Social Problems* 25:121-134, 1977.
- 8) Gubrium and Holstein, op. cit. (前掲訳書, 264頁.)
- 9)以下,データ部分は,事件を特定化できないように固有名詞はすべて匿名にし,日付も順序・間隔は保持したままで操作した。また地方語は共通語に置き換えた。
- 10) 中河伸俊, 前揭論文, 109頁.
- 11) Emerson and Messinger, op. cit. p. 123.
- 12) 井上俊「日常生活における解釈の問題」『遊びの社会学』世界思想社, 1977, 所

収:199-221.

- 13) この点については大村と宝月の論考に詳しい(大村英昭・宝月誠『逸脱の社会学:烙印の構図とアノミー』新曜社,1979).
- 14) たとえば、本稿の対象となった福祉施設に関わった事例でいえば、アルコール中 毒者に対する処遇をめぐって、保健所は効果的な治療のために当人の入院を主張し、 福祉施設は家族関係を崩壊させないように在宅治療を主張するといった対立が見ら れた。
- 15) このような社会問題の事例やその理解を産出するあらゆる活動を、ミラーとホルスタインは「社会問題のワーク」と呼ぶ(G. Miller and J. A. Holstein, "On the Sociology of Social Problems," pp. 1-16, in *Perspectives on Social Problems Vol.* 1, edited by J. A. Holstein and G. Miller, JAI Press, 1989). トラブル処理屋は、このワークの専門家でもある. 彼らの活動によって、社会問題の解釈枠組が制度化されたり、あるいはその具体的な事例が生産されたりするからである.
- 16) カウンセラーの専門家は、クライアントの「現実についての定義」と自分のそれ とをいかに一致させるかにもっとも注意をはらう。なぜなら、共有された包括的な 定義が作り上げられなければ、2人の共同作業による解決の物語の構築は不可能と なり、そのこと自体によって2人の関係も危ういものになるからである。
- 17) この点については大村と宝月や徳岡の考察に詳しい(大村英昭・宝月誠,前掲書:徳岡秀雄『社会病理の分析視角:ラベリング論・再考』東京大学出版会,1987).
- 18)少年法の理念が抱える矛盾については、拙稿を参照されたい(土井隆義「少年法の理念はいかに機能しているか:デュルケム社会学の視座から」『社会学評論』42(3): 263-277, 1991).
- 19) 中河伸俊, 前揭論文, 110頁.
- 20) 司法場面における被告のパーソナリティの探索は,具体的には犯行動機の付与という形で進められていく(土井隆義「刑事司法過程における犯行動機の構成」『犯罪社会学研究』13:102-121,1988).
- 21) 宝月によれば、暴力の原因観は、感情爆発型と合理的選択型の2つに大きく分類される.「前者は他者の挑戦に強く感情を刺激され、ほとんど反省的な思惟が介在するいとまもなく、暴力によってそれに反応する場合である。それに対して後者は、一定の反省的思惟に基づいて、行為の結果を計算した上で暴力を行使する場合である(宝月誠『暴力の社会学』世界思想社、1980、168頁).」司法上のサンクションが大きいのは後者であろう。だからこそ、対抗クレイムでは、責任をめぐるレトリックの一部として前者が強く主張されたのである。

- 22) M. Foucault, La Volonté de Savoir (Vol. 1 de Histoire de la Sexualité, Éditions GALLIMARD, 1976. (渡辺守章訳『知への意志(性の歴史 I)』新潮社, 1986.)
- 23) 構築主義を標榜する研究者は、社会問題についての価値判断にコミットするのは 回避すべきだと主張しつつも、じつはその研究対象の選定にあたっては恣意的な線 引きを行なっているのはないか、かつて、ウールガーとポーラッチが存在論的ゲリ マンダリングとして提起したこのような問題は (S. Woolgar and D. Pawluch, "Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problems Explanations," Social Problems 32:214-227, 1985), 社会問題研究の客観性や科学性に関する議論に おいてよりも、むしろ社会メンバーの一員たる研究者の立場という道徳的な意味空 間においてこそ, 重要な意味を持ってくるというべきであろう. 存在論的ゲリマン ダリングは、私たち研究者が記述という作業を行なっている以上、いかなる場合に おいても回避の不可能な事柄である. その意味では, 中河がいうように, ある種の擬 似問題にすぎないのかもしれない(中河伸俊「トラブルと社会問題のワーク:構築 |主義的社会問題論の一方向」自我論研究会[4月11日]報告,於早稲田大学,1998). 「ゲリマンダリングをいかに回避するか」といった問いの立て方はそもそも成立し えないのだから、しかし、この問題提起が私たちに何がしか訴えかける力を持って いるのは、「研究者はゲリマンダリングをいかに自覚的に行ないうるのか」というこ とを、じつは暗に問うているからではないだろうか、もちろん、本稿もまたその例 外ではない.

Juvenile as Offender, Juvenile as Victim

——Politics of Description of a Case of Violence to a Teacher in a Junior High School——

Takayoshi Doi (University of Tsukuba)

This paper studies how a criminal case is constructed in the interaction process prior to criminal investigation and prosecution, taking up a case of violence to a teacher in a junior high school. Spector and Kitsuse define social problems as "the activities of individuals or groups making assertions of grievances and claims with respect to some putative conditions." Accoding to this perspective which we call social constructionism, the best approach to reach the reality of social problems is observation of discourses of grievances and claims in detail.

We usually locate violence in the opposite side of speech. But the basis of violence is our linguistic activity regarding a situation as violence. Therefore, violence does not exist a priori in our empirical realm. It does exist in our speech about empirical realm. In this sense, violence is a kind of linguistic usage, and is situated in discourses spoken or written in daily life.

A case of violence is created during our linguistic interaction process. The reason why a happening is regarded as a case of violence is employment of social categories of violence in discourses refering to a happening. Consequently, an important subject of social construtionism is making it clear how we interpret situation around us and how we use social categories for that purpose. While we interpret a case, what kind of linguistic resources are called out, and how we use them.

This paper pays attention to the chain of discourses refering to a

concrete criminal case and the interaction process which creates it, according to the frame of "Micro-Politics of Trouble" by Emerson and Messinger, who say that a trouble appears through our talking activities about it during interaction process. Hence it follows that we bargain with each other about interpretation of character of a happening, i. e. "politics of description" by Gubrium and Holstein develops in the process of definition of a trouble.